

香川県条例第35号

香川県営住宅条例の一部を改正する条例

香川県営住宅条例（昭和39年香川県条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(設置) 第3条 略 2 知事は、県営住宅を設置したときは、その名称、位置及び戸数を公示しなければならない。	(設置) 第3条 略 2 知事は、県営住宅を設置したときは、その名称、位置、 <u>種別</u> 及び戸数を公示しなければならない。
(入居者の公募) 第4条 略 2 前項の募集に当たっては、県営住宅の設置場所、戸数、規格、家賃、入居資格、申込方法、決定方法の概略その他必要な事項を公示しなければならない。	(入居者の公募) 第4条 知事は、県営住宅の入居者の募集を、新聞、ラジオ、掲示等住民が周知できるような方法で行わなければならない。 2 前項の募集に当たっては、 <u>県営住宅の種別ごとに</u> 、県営住宅の設置場所、戸数、規格、家賃、入居資格、申込方法、決定方法の概略その他必要な事項を公示しなければならない。
(入居者の資格) 第6条 一般県営住宅等（一般県営住宅又は準特定優良賃貸住宅をいう。以下同じ。）又は特別県営住宅に入居することができる者は、次の各号（特に居住の安定を図る必要がある者として規則で定める者（身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者（以下「単身居住が困難な者」という。）を除く。）にあっては、第1号を除く。）の条件を具備する者でなければならない。 (1)～(4) 略 (5) 入居の許可の申請をした日において、県営住宅の家賃 <u>その他の規則</u> で定める金額（以下「家賃等」という。）を滞納していない者であるこ	(入居者の資格) 第6条 一般県営住宅等（一般県営住宅又は準特定優良賃貸住宅をいう。以下同じ。）又は特別県営住宅に入居することができる者は、次の各号（ <u>高齢者、障害者</u> その他の特に居住の安定を図る必要がある者として規則で定める者（身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者（以下「単身居住が困難な者」という。）を除く。）にあっては、第1号を除く。）の条件を具備する者でなければならない。 (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事实上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。）がある者であること。 (2)～(4) 略 (5) 入居の許可の申請をした日において、県営住宅の家賃を滞納していない者であること。

と。

(6) 入居の許可の申請をした日において、家賃等に滞納がある者と当該家賃等が未払となっている期間に配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。第29条の2第4号において同じ。）として同居していた事実がない者であること。

(7)・(8) 略

2～6 略

（入居の許可の申請）

第8条の4 略

（入居の許可）

第8条の5 略

（入居日の指定）

第10条 略

（家賃の額）

第13条 略

（家賃の納入）

第14条 略

(6) 入居の許可の申請をした日において、県営住宅の家賃に滞納がある者と当該家賃が未払となっている期間に配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）として同居していた事実がない者であること。

(7)・(8) 略

2～6 略

（入居の許可の申請）

第8条の4 入居予定者は、規則で定めるところにより、知事に入居の許可の申請をしなければならない。

（入居の許可）

第8条の5 知事は、前条の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、適當と認めるときは、入居の許可をしなければならない。

（入居日の指定）

第10条 知事は、入居の許可を受けた者が前条第1項又は第2項の期限までに同条第1項の手続をしたときは、速やかに入居日を指定し、その者に通知しなければならない。

2 知事は、前項の通知を受けた者が指定した入居日から10日以内に入居しないときは、入居の許可を取り消すことができる。

（家賃の額）

第13条 県営住宅の家賃の額は、香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第2号）の定めるところによる。

（家賃の納入）

第14条 県営住宅の家賃は、第10条第1項の入居日の属する月分から県営住宅を明け渡した日（明渡しの請求があったときは、その明渡しの期限）の属する月分まで徴収する。

2 県営住宅の家賃は、毎月末（月の途中で明け渡した場合は、明け渡した日）までにその月分を納入しなければならない。ただし、知事において必要があると認めるときは、徴収の猶予をすることができる。

3 入居者が、新たに県営住宅に入居した場合又は県営住宅を明け渡した場

(敷金)

第15条 略

- 2 前項に規定する敷金は、入居者が県営住宅を明け渡した後還付する。ただし、未納の家賃等があるときは、敷金のうちからこれを控除して還付する。

3 略

(入居者の保管義務)

第18条 略

(転貸等の制限)

第21条 略

(用途変更等の制限)

第22条 略

(管理上必要な指示)

第23条 略

合において、その月の使用期限が15日を超えないときは、その月の家賃の額は、その月分の家賃の額の2分の1に相当する額とする。

- 4 入居者が、第24条に規定する手続を経ないで県営住宅を立ち退いたときにおける明渡しの日は、知事が認定するところによる。

(敷金)

第15条 知事は、入居の許可を受けた者から3ヶ月分の家賃（入居時の家賃をいう。）の額に相当する金額の敷金を徴収するものとする。ただし、知事において必要があると認めるときは、敷金の減免又は徴収の猶予をすることができる。

- 2 前項に規定する敷金は、入居者が県営住宅を明け渡した後還付する。ただし、未納の家賃又は第26条の損害賠償その他の損害賠償金があるときは、敷金のうちからこれを控除して還付する。

3 略

(入居者の保管義務)

第18条 入居者は、当該県営住宅等の使用について必要な注意を払い、これらを正常な状態において維持しなければならない。

- 2 入居者は、当該県営住宅を引き続き15日以上使用しないときは、その旨を知事に届け出なければならない。

(転貸等の制限)

第21条 入居者は、当該県営住宅を他の者に転貸し、又はその入居の権利を他の者に譲渡してはならない。

- 2 入居者は、当該県営住宅の入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときは、知事の承認を受けなければならない。

(用途変更等の制限)

第22条 入居者は、次の各号に掲げることをしてはならない。ただし、知事の承認を得たときは、この限りでない。

- (1) 県営住宅の用途変更
(2) 県営住宅の模様替え又は増築

(管理上必要な指示)

第23条 知事は、県営住宅の管理上必要があると認めるときは、入居者に対

		して、県営住宅の修繕その他必要な事項を指示することができる。
(県営住宅の明渡し)		
第24条 略		
		(入居の許可の取消し等)
(入居の許可の取消し等)		
第25条 略		
		(1)～(5) 略
		(6) <u>他に生活の本拠を有することが判明したとき。</u>
		(7)～(10) 略
		(11) <u>前各号に掲げるもののほか、知事が県営住宅の管理上必要があると認めるとき。</u>
2 略		
		(損害賠償)
(損害賠償)		
第26条 略		
2 知事は、前条第1項第2号から <u>第11号</u> までの規定に該当することにより同項の請求を行った場合で、当該請求を受けた者が同条第2項の期限までに当該県営住宅を明け渡さなかったときは、当該請求を受けた者に対して、当該期限の翌日から当該県営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額の金銭を損害賠償として徴収することができる。		
3 略		
		(県営住宅監理員)
(県営住宅監理員)		
第27条 略		
		(県営住宅監理員等)
		2 知事は、県営住宅等の管理に関する事務をつかさどり、県営住宅等及びその環境を良好な状態に維持するよう入居者に必要な指導を与えるために県営住宅監理員を置く。
		2 知事は、 <u>県営住宅監理員の職務を補助させるため県営住宅管理人を置く</u> ことができる。

(立入検査)

第29条 略

(駐車場の使用者の資格)

第29条の2 第2条第6号に規定する駐車場（以下「駐車場」という。）を使用することができる者は、次の各号（特に居住の安定を図る必要がある者として規則で定める者にあっては、第3号から第5号までを除く。）の条件を具備する者でなければならない。

(1) 入居者又は同居者であること。

(2) 自ら使用するための駐車場を必要とする者であること。

(3) 使用の許可の申請をした日において、家賃等を滞納していない者であること。

(4) 使用の許可の申請をした日において、家賃等に滞納がある者と当該家賃等が未払となっている期間に配偶者として同居していた事実がない者であること。

(5) 同居している者のうちに、前2号の条件のいずれかを具備しない者を含まない者であること。

(6) 第25条第1項各号（第3号を除く。）のいずれかに該当する入居者でなく、かつ、当該入居者と同居していない者であること。

(駐車場の使用の許可等)

第30条 第8条の4、第8条の5及び第10条の規定は、駐車場を使用し、又は使用させようとする入居者について準用する。この場合において、これらの規定（見出しを含む。）中「入居の」とあるのは「使用の」と、第8条の5中「しなければならない」とあるのは「することができる」と、第10条（見出しを含む。）中「入居日」とあるのは「使用を開始する日」と、同条第1項中「受けた者が前条第1項又は第2項の期限までに同条第1項の手続をした」とあるのは「した」と、「その」とあるのは「使用の許可を受けた」と、同条第2項中「入居しない」とあるのは「使用を開始せず、かつ、使用を開始させない」と読み替えるものとする。

2 第13条、第14条、第18条第2項、第21条第1項及び第22条から第24条までの規定は、駐車場を使用し、又は使用させる入居者について準用する。この場合において、これらの規定（見出しを含む。）中「県営住宅」とあるのは「駐車場」と、第13条（見出しを含む。）及び第14条（見出しを含

(立入検査)

第29条 略

(駐車場の使用許可等)

第30条 入居者は、第2条第6号に規定する駐車場（以下「駐車場」という。）を使用しようとするときは、知事の許可を受けなければならない。

2 駐車場の使用料の額は、香川県使用料、手数料条例の定めるところによる。

3 駐車場の使用料は、毎月末（月の途中で明け渡した場合は、明け渡した日）までにその月分を納入しなければならない。ただし、知事において必要があると認めるときは、徴収の猶予をすることができる。

4 入居者が駐車場の使用を開始した場合又は駐車場を明け渡した場合において、その月の使用期間が15日を超えないときは、その月の駐車場の使用料の額は、その月分の駐車場の使用料の額の2分の1に相当する額とする。

む。) 中「家賃」とあるのは「使用料」と、同条第1項中「入居日」とあるのは「使用を開始する日」と、同条第3項中「入居者が、新たに」とあるのは「新たに」と、「に入居した」とあるのは「の使用を開始した」と、第21条第1項中「入居の」とあるのは「使用的」こと読み替えるものとする。

(駐車場の使用の許可の取消し等)

第30条の2 知事は、駐車場を使用する者が第29条の2第1号若しくは第6号の条件を具備しなくなったとき、又は駐車場を使用し、若しくは使用させる入居者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を受けた者に対して、当該駐車場の使用の許可を取り消し、又は当該駐車場の明渡しを請求することができる。

- (1) 使用の許可の申請の内容に虚偽があったことが判明したとき。
 - (2) 前条第1項において読み替えて準用する第8条の5の許可を得ないで使用し、又は使用させたとき。
 - (3) 駐車場の使用料を3月以上滞納したとき。
 - (4) 正当な事由がなくて引き続き15日以上駐車場を使用せず、かつ、使用させないと。
 - (5) 他の駐車場を使用する者に著しく迷惑をかける行為をし、知事が当該行為の停止その他必要な措置を命じたにもかかわらず、これに従わないとき。
 - (6) 第18条第1項又は前条第2項において読み替えて準用する第18条第2項、第21条第1項若しくは第22条の規定に違反したとき。
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、知事が駐車場の管理上必要があると認めるとき。
- 2 前項の規定による請求を受けた者は、知事の指定する期限までに当該駐車場を明け渡さなければならない。
- 3 知事は、第1項の規定による請求を行った場合で、当該請求を受けた者が前項の期限までに当該駐車場を明け渡さなかったときは、当該請求を受けた者に対して、当該期限の翌日から当該駐車場の明渡しを行う日までの期間については、毎月、当該駐車場の使用料の額の2倍に相当する額の金銭を損害賠償として徴収することができる。

(社会福祉法人等及び登録事業者による一般県営住宅等の使用)

第31条 略

(社会福祉法人等及び登録事業者による一般県営住宅等の使用)

第31条 略

(水道技術管理者の資格)

第34条 略

(1)・(2) 略

(3) 学校教育法による短期大学 (同法による専門職大学の前期課程(以下「専門職大学前期課程」という。)を含む。) 又は高等専門学校(以下「短期大学等」という。)において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後 (専門職大学前期課程にあっては、修了した後)、2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。

(4)～(8) 略

(9) 大学、短期大学等又は高等学校等において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後 (専門職大学前期課程にあっては、修了した後)、大学を卒業した者については2年以上、短期大学等を卒業した者 (専門職大学前期課程にあっては、修了した者。第11号において同じ。) については3年以上、高等学校等を卒業した者については4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。

(10) 略

(11) 大学、短期大学等又は高等学校等において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後 (専門職大学前期課程にあっては、修了した後)、大学を卒業した者については2年6月以上、短期大学等を卒業した者については3年6月以上、高等学校等を卒業した者については4年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。

(12)・(13) 略

(水道技術管理者の資格)

第34条 県営住宅の入居者の用に供するために県が設置する水道法(昭和32年法律第177号)第3条第6項に規定する専用水道に係る同法第34条第1項において準用する同法第19条第3項の条例で定める水道技術管理者の資格は、次のとおりとする。

(1)・(2) 略

(3) 学校教育法による短期大学又は高等専門学校(以下「短期大学等」という。)において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。

(4)～(8) 略

(9) 大学、短期大学等又は高等学校等において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後、大学を卒業した者については2年以上、短期大学等を卒業した者については3年以上、高等学校等を卒業した者については4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。

(10) 略

(11) 大学、短期大学等又は高等学校等において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、大学を卒業した者については2年6月以上、短期大学等を卒業した者については3年6月以上、高等学校等を卒業した者については4年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。

(12)・(13) 略

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第3条第2項、第4条第2項、第15条第2項及び第27条の改正規定、第29条の次に1条を加える改正規定並びに第30条の改正規定は公布の日から、第6条第1項の改正規定は平成30年12月1日から施行する。
(香川県事務処理の特例に関する条例の一部改正)
- 香川県事務処理の特例に関する条例(平成11年香川県条例第40号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																																																
<p>(市町が処理する事務の範囲等)</p> <p>第2条 略</p> <p>別表第1 (第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 2px;">事</th><th style="text-align: center; padding: 2px;">務</th><th style="text-align: center; padding: 2px;">市 町</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px;">1～53 略</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">54 略</td><td style="padding: 2px;">略</td><td></td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">(1)～(17) 略</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">(18) 条例<u>第25条第1項第8号</u>の規定による命令</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">(19)・(20) 略</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">55 略</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">備考 略</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	事	務	市 町	1～53 略			54 略	略		(1)～(17) 略			(18) 条例 <u>第25条第1項第8号</u> の規定による命令			(19)・(20) 略			55 略			備考 略			<p>(市町が処理する事務の範囲等)</p> <p>第2条 別表第1の左欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町が処理することとする。</p> <p>別表第1 (第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 2px;">事</th><th style="text-align: center; padding: 2px;">務</th><th style="text-align: center; padding: 2px;">市 町</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px;">1～53 略</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">54 香川県営住宅条例（昭和39年香川県条例第24号。以下この項において「条例」という。）及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</td><td style="padding: 2px;">直島町</td><td></td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">(1)～(17) 略</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">(18) 条例<u>第25条第1項第7号</u>の規定による命令</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">(19)・(20) 略</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">55 略</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">備考 略</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	事	務	市 町	1～53 略			54 香川県営住宅条例（昭和39年香川県条例第24号。以下この項において「条例」という。）及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの	直島町		(1)～(17) 略			(18) 条例 <u>第25条第1項第7号</u> の規定による命令			(19)・(20) 略			55 略			備考 略		
事	務	市 町																																															
1～53 略																																																	
54 略	略																																																
(1)～(17) 略																																																	
(18) 条例 <u>第25条第1項第8号</u> の規定による命令																																																	
(19)・(20) 略																																																	
55 略																																																	
備考 略																																																	
事	務	市 町																																															
1～53 略																																																	
54 香川県営住宅条例（昭和39年香川県条例第24号。以下この項において「条例」という。）及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの	直島町																																																
(1)～(17) 略																																																	
(18) 条例 <u>第25条第1項第7号</u> の規定による命令																																																	
(19)・(20) 略																																																	
55 略																																																	
備考 略																																																	